

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（844））
2. 日 時：平成30年4月6日 13時30分～15時45分
3. 場 所：原子力規制庁 13階会議室B
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、穂藤安全審査官、宇田川原子力
規制専門職、大塚安全審査専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループ 課長
他2名

5. 要旨

- （1）日本原子力発電から、東海第二発電所の実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合性のうち「1. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」、「1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」及び「1. 12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」について、3月23日及び28日の提出資料に基づき説明があった。
- （2）原子力規制庁から、事実関係の確認を行うとともに、今後必要に応じて指摘等を行っていく旨伝えた。
- （3）日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・なし